

第3節 申請に対する標準処理期間の基準

第1 申請に対する標準処理期間

申請に対する標準処理期間の基準は、次のとおりとする。

| 申請項目 | 標準処理期間 | 標準処理期間の設定 |
|-----------------------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 危険物の仮貯蔵・仮取扱の承認 | 5日 | <ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、危険物仮貯蔵・仮取扱承認書交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。 |
| 2 危険物施設の設置の許可 (特定屋外タンク貯蔵所) | 21日 (20日) | <ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、許可書交付日までとする。 ただし、KHKへの審査委託期間は含まない。 |
| 危険物施設の変更の許可 | 14日 | <ul style="list-style-type: none"> 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。 |
| 3 危険物施設の完成検査 | 5日 | <ul style="list-style-type: none"> 検査完了日の翌日から起算し、完成検査済証交付日までとする。 休日等の期間は含まない。 |
| 4 仮使用の承認 | 14日 | <ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、仮使用承認日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。 |
| 5 危険物施設の完成検査前検査 (溶接部、基礎及び地盤検査) | 5日 (20日) | <ul style="list-style-type: none"> 検査完了日の翌日から起算し、通知（水張検査又は水圧検査にあっては、タンク検査済証の交付）する日までとする。 ただし、KHKへの審査委託期間は含まない。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。 |
| 6 予防規程の認可、変更認可 | 15日 | <ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、認可書交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。 |
| 7 定期保安検査 臨時保安検査 | 20日 | <ul style="list-style-type: none"> 検査完了日の翌日から起算し、保安検査済証交付日までとする。 ただし、KHKへの審査委託期間は含まない。 当該施設に変更工事があるときの保安検査済証交付日は、完成検査済証交付日と同一とする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。 |
| 8 完成検査済証の再交付 | 5日 | <ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、完成検査済証再交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。 |
| 9 保安検査時期の変更 | 5日 | <ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、保安検査時期変更承認書交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。 |
| 10 保安検査時期の延長 | 5日 | <ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、保安検査時期延長承認書交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。 |
| 11 内部点検期間の延長 | 5日 | <ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、内部点検期間延長承認書交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。 |
| 12 休止の確認 | 5日 | <ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、休止確認済書交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。 |
| 13 漏れの点検期間延長 | 5日 | <ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、休止確認済書交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。 |